総合サービス室は

どうぞお気軽にご利用ください

沿場の(総合案内窓口)です

町に住民登録のある方は窓口でパスポートの申請・受け取りができます!!

申請書は窓口にありますので必要な方はお申し出ください

- 申請書と申請書記入例をお持ち帰りいただき、後日、必要書類などと一緒に提出していただいても構いません。
- ●窓口で記入・申請される方は、下記の書類などをご持参ください。

申請に必要な書類

- 戸籍謄本または戸籍抄本(申請日前6カ月以内に発行されたもの)
- ※有効期限内のパスポートをお持ちの方は、戸籍謄本・抄本の代わりにパスポートをお持ちください。
- パスポート用写真(不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いします)
- ●本人確認書類(原本で有効期限内のもの)
- 印鑑(訂正事項があった場合などに必要になります)

代理提出について

- ●申請者本人の「申請に必要な書類」一式のほかに、代理人の方の本人確認書類(原本)と印鑑が必要です。
- ●代理提出の場合でも、申請者の「本人確認書類」は必ず原本をお持ちください。
- 申請書の代理提出はできますが、パスポートの受け取りは代理人の方ではできません。

問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室2482-2934(課直通)

臨時福祉給付金

するて世帯臨時特例給付金

申請受け付け 間もなく終了!!

広報てしかが5月号・7月号でもお知らせしていましたが「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付期間は、8月20日休までです。

期間を過ぎると受理されませんので、対象となる方は忘れずに申請してください。

▶支給対象者は次に該当する方です

1 臨時福祉給付金

平成26年度分町民税が非課税の方(ただし、生活保護受給者と、ご自身を扶養している方が課税されている場合は対象外)1人につき10,000円(老齢基礎年金などの受給者には5,000円を加算)を給付。

②子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方に、対象児童1人につき10.000円を給付。

※申請は役場福祉こども課・川湯支所で受け付けています。

問い合わせ先/役場福祉こども課2482-2921(課直通)

ご存じですか? 児童扶養手当特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない 児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父、も しくは母、または父母に代わって児童を養育している 方に手当が支給されます



手当の金額(月額)

▶児童1人の場合

全額支給/41,020円·一部支給/41,010~9,680円

- ▶児童2人以上の加算額
- 2人目/5,000円・3人目以降1人につき3,000円
- ▶1級該当児童1人につき49,900円
- ▶ 2級該当児童1人につき33,230円

手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が公的年金を受けることができたり、福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。 ※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本 全部支給の 所 得 制 限 限 度 額	人 一部支給の 所 得 制 限 限 度 額	孤児などの養育者、 配偶者、扶養義務者の 所 得 制 限 限 度 額
0人	19万円	192 万円	_{万円} 236
1人2人	5 7 9 5	$\begin{smallmatrix}2&3&0\\2&6&8\end{smallmatrix}$	$\begin{array}{c} 2\ 7\ 4 \\ 3\ 1\ 2 \end{array}$
3人 4人 5人	1 3 3 1 7 1 2 0 9	3 0 6 3 4 4 3 8 2	$\begin{array}{c} 3 \ 5 \ 0 \\ 3 \ 8 \ 8 \\ 4 \ 2 \ 6 \end{array}$

- 1 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8 割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一 部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または 特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
- (1)本人の場合
- ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき10万円 ②特定扶養親族 1 人につき15万円
- (2)孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養 親族1人につき6万円
- 3 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族 などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

所 得 額 扶養親族 などの数 受 給 者 配偶者および養育者 459.6 628.7 0人 653.6 1人 497.6 2人 5 3 5 . 6 674.9 3人 573.6 696.2 6 1 1 . 6 7 1 7. 5 4人 5人 649.6 738.8

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日 金~29日金の間に現況届、特別児童扶養手当 を受けている方は8月11日(月)~9月8日(月) の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査 を受けます。

この届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場福祉こども課児童福祉係☎482-2921(課直通) 特別児童扶養手当について/役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通)

17 16